

2 教育界の弾圧(権力行使に拠る洗脳教育)

非常識で不法な弾圧の根拠

当会の長屋修は子供達に世界共通の常識(速度比較の原理)を教えた。ところが守旧派は、不法な権力行使(弾圧)によってこれを葬り去った。換言すれば、守旧派は速度比較の原理に対する反証を提示せず、よって従来教育が間違っていることを承知の上の洗脳教育を行っているのである。ここで、速度の比較は、世界共通の事項である為、世界中の子供達に対する洗脳教育に他ならない。

なお、この項は弾圧事件の一部始終と証拠の記録だが、長屋修は弾圧事件など問題にしていない。世界中の子供達に対する洗脳教育の事件に比べ、かかる弾圧事件など微々たる問題であるからである。

◇速度基準の概念と教育委員会のかかわり

当学会の長屋修は、〇〇県立〇〇〇高等学校の数学科主任を務めていた。長屋は常々、経験や事実と反する教育が子供達の理数離れの要因と考えていた。おりもおり、〇〇県教育委員会から2008年度の「理数科指導の手引〇〇〇」の原稿の依頼があった。長屋は、当会から「速度比較の原理」の使用許可を得、学校の2段階の審査会を経(証拠ロハニあり)、その原稿を教育委員会に提出した。そして、

①学校教育法：第二章義務教育第二十一条の六

- ・生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

②高等学校学習指導要領：第2章第4節数学第1款目標

- ・数学における基本的な概念や原理・法則の理解を深め、事象を数学的に考察し処理する能力を高め、数学的活動を通して創造性の基礎を培うとともに、数学的な見方や考え方のよさを認識し、それらを積極的に活用する態度を育てる。

を合わせて考えれば、長屋は速度基準の概念の教育に関する権利・資格を有している。そして、子供達に速度基準の教育を行ったのである。ところが、教育委員および大屋進校長や林安行教頭(以下に校長達という)から執拗な弾圧がかかり、速度基準の教育は止めざるを得なくなった。そこで、長屋は、

③教育基本法：第一章第三条生涯学習の理念

- ・国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

④教育基本法：第二章第十三条学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

- ・学校、家庭および地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

⑤児童の権利に関する条約：第17条

- ・ 締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料…を利用することができることを確保する。このため、締約国は、
 - (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体が普及させるよう奨励する。
 - (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む）からの情報及び資料の作成、交換及び普及を奨励する。

⑥同条約：第28条

- ・ 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) …。
 - (b) …。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする…。

等の法や定めに基づき、チラシ（証拠あり）による学校外教育を始めたが、またもや校長達から弾圧をかけられ、それも止めざるを得なくなった。

◇日本国憲法と速度基準の教育

日本国憲法は、

⑦日本国憲法：第三章第二十六条

- ・ すべて国民は…。
- ・ ○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

と定めている。この憲法は国民に対し、今となつては「非常識な教育」を受けるよう義務づけているのである。従つて、この憲法と、①学校教育法および②高等学校学習指導要領の内容、つまり原理や原則（速度比較の原理）に則つた教育のあり方の指示とは、明らかに矛盾である。

◇法律以前の常識

以上、速度基準の教育にまつわる法的な問題を述べてきた。さて、「速度基準の概念（日常生活上の常識）」と「非常識な流水算の概念」の排他関係は、常識の範ちゅうにおける必然性が導いた結論である。ところが、校長達は、「速度基準の概念」の教育に対する弾圧をかけてきたのである。追い詰められた長屋は、

⑧独立行政法人国民生活センター（証拠Aあり）

⑨政権与党の議員333名（証拠Bあり）

に訴えた。また、いわゆる公共的な多くの関係機関にもこの深刻な状況を訴えたが彼らは一向に動かない。我々は、国民および世界中の子供達に代わり、「非常識な教育」の速やかなる廃止あるいは禁止を、ここに訴える。

弾圧の実態と子供達への精神的虐待

※2008年10月9日(木) 8時30分頃、私(長屋修)は、大屋進校長に校長室へ呼ばれた。そのときの要件は、

校長： ホームページ(8月5日作成分)のプリントの、ピンク色のマーカーで印した所を削除して下さい(証拠へ有り)。

ということであったので、

長屋： それは学問の会のホームページですから、私の一存では削除ができません。また、削除の理由を教えてください。

と反論した。すると、

校長： 教育委員会が書いたようにとられる。教育委員会が内容や分量(原稿のページ数)を審査中だから。尚、「審査中」の注記をしても駄目。中学生向けのものだから。

と言ってきたので、

長屋： そんなホームページなどの削除の件より、子供達でさえ当たり前と言っている世界共通の常識、つまり速度基準に関する教育の件が大問題です。それとも競輪や競馬でゴールを二つにするのですか。暴動が起きますよ。世界共通の常識を無視したら、教育どころではなくなります。

校長： 学習指導要領に従って教育してください。

長屋： 校長先生こそ、学習指導要領をよく見てないんじゃないですか。

という具合の争いとなった。すると、

校長： (顔を赤くして) 私にも考えがあるぞ。

と校長は凄みだしたので、私は怖くなり、黙っていた。

帰宅後、私は、峯征士会長の携帯電話へ、

同日の21時04分40秒から約2時間(電池切れで話を中断)

同日の23時51分35秒から約11分間

翌日の00時06分21秒から約2時間17分

の計4時間半ほど話をした(通話明細=証拠ト有り)。すると、峯会長から「信じられない大変な事態だな。東北へ出張する途中ですが引き返すことにします。ホームページのバックアップおよびプリント(証拠チ有り)をとった上で、敢えずホームページを削除しましょう。又、東京の柳健宏事務局長が管理しているもう一つのホームページの削除の指示も出しておいてください」と指示された。私は、柳事務局長に峯会長の指示を次の3通りによって伝えた。

20時20分 電子メール送信

20時24分45秒 固定の留守電にメッセージを登録 8 秒

20時26分 5秒 携帯の留守電にメッセージを登録 16 秒
その後、峯会長へ作業終了の報告をした。

21時13分 5秒 峯会長の携帯へ電話 49.5秒

21時17分48秒 峯会長の固定へ電話 1分18.5秒

※10月11日（土）～13日（月曜だが祭日）、岐阜に帰ってきた峯会長に詳しく説明した。その結果、峯会長からの意見書を教育委員や校長達に提出することになった。なお以下に、校長、林安行教頭、教育委員達を、まとめて「校長達」ということにする。

※10月14日（火）8時30分頃、私は校長室へ行き、峯会長から許可を得て校長の指示通りホームページを削除したことの報告、及び峯会長からの「意見書（証拠有り）」を渡した。また、峯会長から「原稿を審査した先生方へも実情を知らせておくように」と言われていたので、随時、その意見書のプリントを配った。

※10月15日（水）10時50分～11時40分、理数科会が開かれた。そのとき私は、校長の圧力の腹いせに「意見書（証拠有り）」の内容の要点を述べたが、誰からも意見や反論などなかった。

この頃、校長の圧力に対抗すべく、数日に渡って生徒達にもプリントを配り、欠陥教育に関する実情を知らせた。なお、峯会長から、「相手は何の回答書も出さず長屋さんに弾圧を掛けてくるから、今後はメモを取り、その詳細を毎日電話連絡してくるように」と指示された（証拠ト）。

※10月16日（木）、時間控え漏れ。校長から呼ばれ、

校 長： これ（意見書＝証拠有り）を〇〇先生以外にも渡しましたか？

長 屋： 教育委員会から依頼された原稿の審査や決裁に関わった先生方にも、それ（意見書＝証拠有り）を配りました。

校 長： 秘密を漏らしたり、プリントを配ってはいけません。

長 屋： 私は、間違っただけを思っています。学習指導要領の通り、また校長や教頭先生をはじめ17名の先生方の審査や決済を経た事柄だからです。

※10月17日（金）9時50分～10時40分、今度は数学科会が開かれた。そこでは、〇〇先生の要望によって「速度基準の教育問題」が取り上げられ、11月11日の支援訪問の事前質問に加えられた。そして、数学科会が終わったとき、

〇〇先生： 当たり前なことなら教える必要がないのでは…。

長 屋： 「この当たり前（速度基準）」には、注意を要します。何故なら、速度を記述しても、速度基準なしでは速度の比較が成

り立たないからです（兎と亀のゴールの話＝当たり前）。つまり、速度基準の概念が無い今の理数教育は欠陥なのです。

と説明した。

※10月22日（水）10時40分、校長室において、校長と林安行教頭、そして私に対論した。私は、校長や教頭の喋ったことを復唱および確認の上で手帳にメモをとった。その場でのやりとりは、

校 長： （一件目）長屋先生は学問の会の峯会長に、学問の会のホームページにこの文章を掲載することの了解を得ていたのですか？

（二件目）教育委員会の了解を得ていない状況でホームページに載せてはいけない。

と言ってきたので、

長 屋： 学問の会が提出した「意見書（証拠り）」に関するお返事はどうなりましたか。

校 長： （三件目）それは無関係。

長 屋： 無関係ではありません。未だご理解できないのですか。

校 長： ノーコメント。

という具合であり、険悪な雰囲気になってきたので私は退散した。

※私は帰宅後、峯会長に本日の一部始終を報告した。すると、峯会長は校長の上記反論に対する再反論として「校長の反論（証拠り有り）」を作成し、それを私に提出する様に指示してきた。

※10月23日（木）午後、私は峯会長が作成した「校長の反論（証拠り）」を教頭に渡しに行ったが会えず、それを机の上に置いてきた。そして、教育委員会から依頼された原稿の審査や決済に関わった先生達に随時プリントを配った。また生徒達にもプリントを配った。

※10月24日（金）9時、教頭が図書室（私のデスク）へ来て、

教 頭： 校長室へ行くように。

との伝言をくれた。私は校長室へ行くと、

校 長： （ホームページが）まだ残っている。

と言った。よく見ると、それは柳事務局長が管理している方のホームページであった。そこで、

長 屋： 私には（柳事務局長管理の）ホームページまで削除をする権限はありません。峯会長の許可が必要です。

校 長： この電話を使ってください（峯会長に柳事務局長が管理しているホームページ削除の許可をとれ）。

と命令され、私は峯会長に電話を掛けざるをえなくなり、

長 屋： 長屋ですが今、校長室から電話を掛けています。柳事務局長が管理しているホームページ削除の許可をお願いします。

と切願した。そして、峯会長の許可を得た。そのとき、

長 屋： 峯会長と話されますか。

と校長に話しかけたが、校長は顔をしかめて横に振ったため、電話を切った。そうすると、

校 長： 校長室から電話をしていると言わなくてもいい。

と叱られた。それから、柳事務局長に電話をしたが留守だったので、留守電に削除指示の伝言を入れておいた。

※10月25日（土）～26日（日）、峯会長は今までの校長達のやり口に腹を立て、10月9日にホームページを削除する際にとっておいたバックアップの文章から固有名詞を〇〇と伏せ字にし、再び掲載するように指示してきた。

※10月28日（火）、校長から

校 長： 柳事務局長の管理している方のホームページの削除が未だできていない。

長 屋： 柳事務局長の作業は何時も一週間や10日は後になりますからお待ち下さい。

と述べた。

※10月29日（水）8時20分頃、廊下で教頭に会ったとき、

長 屋： これは学問の会からの、二回目の「意見書（証拠有り）」です。校長先生にも渡してください。

と言って、その意見書（2部）を渡した。その後、同日15時35分に電話で、

教 頭： 削除は済んでいるか（証拠の件とは別の話）。

という具合に、前日に了解を得た話（柳事務局長管理のホームページ）を蒸し返してきた為、私は（腹立ち紛れに）次の言葉を返した。

長 屋： 朝お渡しした意見書（証拠）に書いてある様に、口頭では行き違いが生じるため文章で出してください。

※10月30日（木）11時5分ごろ校長室で、前日の問題を、校長、教頭、私の三人で話し合った。そのとき校長は、私に対して学問の会への伝言を託してきたのである。複数の内容だったので、まとめてもらい、校長と教頭に確認しながら手帳にメモした。その概要は、

校 長： 最初に依頼したホームページの削除をして頂いたことには感謝します。ただし、インターネット上には情報が未だ残って

います。それを、削除してください。

それから、更新した付録のこの2箇所（証拠ヲ有り）も削除してください。

とのことであった。ここで、

長 屋： 「工事中（証拠ヲ）」の設定により、削除の問題については十分に校長の意向は満たされています。

と反論すると、

校 長： 目録の「付録（工事中）」については宜しい。

ということで話し合いが終わった。

ところが同日14時20分頃、再び校長に呼び出され、

校 長： 今日中に削除してください。

と言われた為、よくみると、柳事務局長の管理しているホームページの削除が出来ていなかったのである。そこで、

長 屋： 私には、柳事務局長が管理しているホームページの即時削除など不可能です（10月28日に柳事務局長の作業は一週間か10日くらいかかることは説明済み）。

と再び説明した。すると、

校 長： 私の言うことがきけないのか。

と凄まれて恐ろしく思った（私は黙っていた）。

上記のことを峯会長に話すと、「私の住所と電話番号を書いて校長に渡し、電話をお掛けください」と伝えるよう指示された。

※10月31日（金）8時15分頃、私は校長室に行き、峯会長の住所と電話番号を書いたメモを渡し、

長 屋： 峯会長が「お電話を下さい」とのことです。

と伝えたが、校長は峯会長の伝言を無視して電話を掛けなかった。

同日10時頃に再び校長から呼び出され、

校 長： 県教委が言うには、「（証拠ヲ）プロなら見られる可能性がある」ということである。
今日中に削除せよ。

と命令してきた為、私は、

長 屋： これ以上どうやって削除するのかわかりません。

と言ったが、校長は、

校 長： 情報の〇〇先生に手伝ってもらってください。

と指示してきた為、私は、

長 屋： 今日は授業が多いのと、放課後に1年生の補充があります。

校 長： こっちの方を優先してください。

と言ってゆずらなかつた。やむなく、私は〇〇先生のところへ相談に行ったが削除

の方法はなかった。

同日 14時30分頃に校長と会い（同日3回目）、

長 屋： 空白の文で上書きをすれば消去できるかも知れません。それにはパスワードなどが必要なので一度家に帰りたい。

と提案した。すると校長は教頭に、私の外出許可を特別に認めるよう指示を出したのである。私は緊急に帰宅し、考えた方法で作業をすると上手く処置ができた。そこで学校にとって返し、校長に会い（同日4回目）、校長室のパソコンで確認してもらったのである。

※11月10日（月）10時46分、教頭より校長先生が呼んでいるとの電話連絡があったので、私は校長室へ行ったところ、

校 長： まだ削除されていない。

と注意を受け、それを確認したところ、柳事務局長が管理しているホームページの付録であったのである。そこで、

長 屋： 柳事務局長は仕事などの関係で、削除作業にタイムラグが生じます。

と説明したが、校長は、

校 長： ○○の部分、早急に削除しなさい（○○県立○○○高等学校、○○県教育委員会、理数科指導の手引第36集○○○○○○○○○、と伏せ字にしても長屋修の名から特定される）。

と、いつもの様に圧力をかけてきた。私は、峯会長にホームページの削除を切願せざるをえなくなり、校長の目の前で電話を掛けた。ところが今回、峯会長は「考えておきます」と言って削除に応じなかった。その旨を校長に伝えると、

校 長： …（無言）

であったので、私は繰り返して伝えた。すると、

校 長： 毎日校長室へ来るように（午前11時5分頃）。

と命じてきたのである。

※11月11日（火）、毎日校長室へ来いと言われていたが、支援訪問（増田俊彦を含む5名の教育委員来校）のため中止。教育委員会は、速度基準の教育に関する話をしなかった。

※11月12日（水）10時30分頃、私は校長室に足を運んだ。なお、校長が不在のときもあるため、校長室へ行くときは必ず同僚に声を掛けている。

校 長： 古いやつを削除してください。

長 屋： 柳さんの作業がおこなわれています。

校 長： 待ちます。

※11月13日（木）13時30分頃、校長室へ行ったが校長は不在。その後、同日18時15分ごろ教頭から、

教 頭： 19日に支援課が話をしたいとっているが、時間が空きますか。

とやってきた。

※11月14日（金）、校長出張で不在。

※11月17日（月）8時30分頃、校長室へ行くと、

校 長： 削除は済みましたか？

長 屋： …。ところで、19日に支援課が来られるのは、何の話ですか？

校 長： 何の話か分かりません。増田さんが来られ、私と教頭と一緒に話をします。時間は空いていますか？

長 屋： 4限と5限を空けてもらいました。

校 長： それでは4限にしましょうか。

と言って教頭にも連絡した。その後（10時45分）に教頭が図書室へ来て、上記19日の件で5限（13時20分～）への時間変更の連絡メモを私に手渡した（証拠あり）。

※11月18日（火）11時46分ごろ校長室で、私は、校長と教頭から例の如くホームページの削除を迫られた。しかし、

長 屋： 今回、峯会長は削除に応じてくれません（子供達や父兄の被害を顧みない得手勝手な教育委員や校長達の態度に立腹）。

と報告した。すると校長は、教頭に対し、

校 長： ○○（伏せ字）になっているから良いでしょう。

と言った。

※11月19日（水）、校長室において、教育委員会の増田主事、校長、教頭、長屋修（私）の四名の会談となった。

増 田： 理数科指導の手引の原稿は採用しない。

と告げてきたから、私はその理由を聞いてノートに書き取ろうとしていたら、

増 田： どうしてメモを取るのですか。

と聞かれた。その後で、私は峯会長の意見書「教育委員会殿（証拠あり）」を配ると、彼らは一通り目を通し、その意見書を返してきたのである。その理由は、

増 田： 責任が生じるから、この書類は受け取れません。

ということであった。

※2008年11月20日（木）以降12月2日（火）まで私は校長室通いを続けたが、その内容は推して知るべし。そして、12月2日に校長室へ行ったところ、

校長： 来なくても良い。

と言われた。

※さて、学校内での速度基準の教育が難しくなった為、[チラシ](#)（証拠ホ）による学校外の教育を行った（2009年7月に実行）。

※2009年7月14日（火）10時45分頃、校長と本年度赴任してきた岩田洋記教頭に呼ばれた。その理由は、速度基準のチラシ配布の件であり、

校長： チラシを何部配ったのか。

長屋： 3万9000部ぐらいです。

校長： 何時配ったのか。

長屋： 先週の中ぐらいからですが、雨の日は配らないし、また業者の都合による配布なので詳しい日時は分かりません。

校長： どのクラスで生徒に配ったのか。

長屋： 3年1組、2・3組の数学選択者、8組の数学選択者です。

校長： 私のことについて生徒に話しましたか。

長屋： 既に家庭に配布されたチラシを見た生徒が「去年のことか」と言ったので、話題になりました。

校長と教頭： （チラシを指して）学習指導要領にもとづいて授業をやってください。

長屋： 学習指導要領の指示に従ってやっています。

校長： 長屋先生は外に出ると〇〇〇高校教諭という肩書きがあるので、この様な広告文を市内に配るとするのは好ましくありません。

長屋： （持っていたJARO宛ての手紙のコピーを見せて）配布の理由が書いてあります。

校長： その（JAROからの）返事がありますか。

長屋： ありました。

校長： それを見せてください（強制的）。

長屋： やむなく、JAROからの返書と、さらに私からの再質問の手紙も見せて説明した。

校長： そのJAROの返事の手紙だけを出せば宜しい。

教頭： 学習指導要領に従って教えることになっている。

長屋： その様にやっています。

教頭： 学習指導要領の内容を知っていますか。

長屋： ……（あなた方が知らないのだ）。

- 教 頭： ガリレイの相対性原理やアインシュタインの相対性理論が間違っていると教科書に書かれていますか。
- 長 屋： チラシの上の二つの段落の内容から自動的に導かれることです。あなた方は、世界共通の常識（ゴールは一つに限定）を隠蔽しようとしているのですか。
- 教 頭： そんなことは言っていません。
- 長 屋： 前提をもとに結論が出ますから、前提である世界共通の常識を認めるか、否か、を答えてください。
- 教 頭： 私の方の質問が先ですから、教科書のどこにガリレイの相対性原理やアインシュタインの相対性理論が間違っていると書かれているか答えてください。
- 長 屋： 書かれていません。だから教科書が間違っているのです。
- 教 頭： そこがおかしい。学習指導要領、教科書では、長屋先生の言う様にガリレイの相対性原理やアインシュタインの相対性理論は原理的に間違っているとは書かれていません。教科書の内容に沿って教えてください。
- 長 屋： 学習指導要領、学校教育法、教育基本法に従って教えているのです。
- 教 頭： 教科書に間違いであるとは書いていないんですね。
- 長 屋： そうです。
- 教 頭： なら、間違っているということを教えないでください。
- 長 屋： 世界共通の常識と（教育の内容が）矛盾すると言ってもいいのですか。
- 教 頭： ………（長屋の質問に答えず）。授業中に速度基準の話をする必要がありますか。
- 長 屋： ………。
- 教 頭： 授業中に説明をする必要はありますか。
- 長 屋： 学習指導要領には「生きる力の育成」ということが目標に掲げられており、速度比較の原理は我々の生存・生活における必然的な事柄です。
- 教 頭： （生きる力の育成には）問題ない。
- 長 屋： 分かりました（泣く子と地頭には勝てぬ）。
- 教 頭： （ところが再び）学習指導要領と教科書の内容に沿った形で授業をしてください。

※上記のやりとりは1 1時3 7分頃までかかり、帰宅後、峯会長に一部始終を報告したところ、

- 峯 会 長： 長屋さんには老いた両親がいる為、教育委員や校長・教頭達から執拗な弾圧を加えられて恐ろしく感じ、速度基準の教育

を中止せざるを得なかったことは分かります。その為、私もやむなく、校長からのホームページの削除命令を受け入れたのです。他方、長屋さんは今、世界中の子供達が間違っただけの教育を受けさせられている事実も知っています。そこで、酷な質問になりますが、長屋さんは何れの道を取りますか…？

長 屋： ……。

峯 会 長： 返答が苦しいようですね。取り敢えず、次の予定地区へのチラシの配布を止めましょう。そして、教育委員や校長・教頭達の方が、学習指導要領、学校教育法、教育基本法、児童の権利に関する条約等に違反していることを明確にする為、各条文の主要部分のコピーを渡して下さい。

長 屋： 分かりましたが、その様になると、私が教育委員や校長・教頭達へ反旗を翻すことになると思いますが…？

峯 会 長： 心配は分かりますが、命まで取られることはありません。後は、私に任せて下さい。貴方は約20年を費やし、ありえない筈の幾つかの新理論が習得できたことに抛り、私の言うことは十分に信用できるでしょう。

※7月15日(水) 9時52分頃、校長室(教頭不在)において、私は峯会長からの指示通り、関係証拠のコピーを校長に示しながら説明したところ、

校 長： これは貴方の意見ですね。

長 屋： これは法律として書かれているものであって、私の意見ではありません(既にチラシにも明記済み)。

校 長： ……。

追記

従来の教育が間違っていることを、日本語ウィキペディア百科事典(Wikimedia Foundation)で確認できる。例えば、「教育」「物理学」「数学」などを調べてみると、そこには太文字で、

【この記事は検証可能な参考文献や出典が全く示されていないか、不十分です】
という断り書きが張り付けられている(関係項目数十件あり)。

※ 本事件は学術論争の類いではない。子供達が十分に知っている日常生活の規範に反する教育を、教育委員会の弾圧や法務省の不法な権力行使によって続行している事件である(子供達を見殺しにするのは虐待行為と同様 2017年1月)。

[目次へ戻る](#)

[3 国連、～、～](#)